(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

(16)　武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪

(17)　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪

(18)　売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪

(19)　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

(20)　著作権法第百十九条第二項第三号に規定する罪

(21)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪

(22)　火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条第一項に規定する罪

(23)　貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪

(24)　麻薬特例法第六条第一項に規定する罪

(25)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪

(26)　組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで又は第十条第一項に規定する罪

(27)　会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪

〔四十八～五十三　略〕

五十四　会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

〔五十五～五十八　略〕

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等）	（暴力的不法行為等）
第一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。	**第一条**　〔同上〕
〔一～四十　略〕	〔一～四十　同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔四十八～五十三　同上〕

五十四　会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

〔五十五～五十八　同上〕